

畜産特別支援資金融通事業（拡充）

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資が広く利用できる環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通する融資機関へ利子補給を行うとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- ・ 貸付条件（利率は令和3年11月18日現在）

		経営改善資金			経営継承資金
		一般	特認	残高借換	
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		
	養豚	7年以内	15年以内		
うち据置期間		3年以内	5年以内		
貸付利率		0.30%以内			

注：経営改善資金で残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

- ・ 融資枠（平成30～令和4年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- ・ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生に伴う経営の停止、畜産物等の単価の下落や売上の減少等により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要な低利資金を融通する融資機関へ利子補給を行う。

- ・ 貸付条件（利率は令和3年11月18日現在）

		経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額		個人:2,000 万円 法人:8,000 万円	(1 頭当たり、100 羽当たり) 乳用牛 13 万円、肥育牛 13 万円、繁殖用雌牛 6.5 万円、肥育豚 1.3 万円、繁殖豚 2.6 万円、家きん 5.2 万円、繁殖用めん羊及び山羊 1.3 万円	
償還期限		7 年以内		
うち据置期間		3 年以内		
貸付利率		0. 8 0 %以内		

- ・ 融資枠（令和4～令和8年度）50億円
- ・ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資活用支援事業

地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産動産担保融資が広く利用できる環境整備を進めるため、畜産動産担保融資の事例蓄積を継続するとともに、家畜の一般担保化へ向けた課題検討を行い、検討結果を広く融資機関に周知する。

- ・ 事業実施期間 令和2～4年度

3 事業実施主体 （公社）中央畜産会

4 所要額 911百万円

担当課：畜産局企画課
代表：03-3502-8111 内線 4896
担当者：伊藤、徳永

畜産特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正のポイント

1 改正の経緯

(1) 今回の要綱改正は、令和4年度畜産特別資金貸付日のうち令和4年5月31日(令和4年度5月期)における残高借換の貸付金利等を設定するもの。

(2) 畜産特別資金融通事業のうち大家畜・養豚特別支援資金の①融資機関の貸付金利、②農家等への貸付利率については、①農業近代化資金の基準金利、②日本政策金融公庫の経営体育成強化資金(農地等取得以外)の貸付利率に準じて設定し、当該資金の最新の基準金利等を適用している。

利子補給率(1.01%)は原則として事業実施期間(融資期間)は融資実行時の率で固定され、農家等への貸付利率及び利子補給率の和と融資機関の貸付金利との差(0.24%)については、地元負担(地方公共団体、融資機関等)となる。

2 改正内容

要綱別添1の別表2に、令和4年度5月期の貸付日における残高借換の金利等を設定

	融資機関の 貸付金利	農家等への 貸付利率	利子補給	地元負担
令和4年度5月期	1.75%	0.50%	1.01%	0.24%
(参考) 前回貸付時の金利等 令和3年度11月期	1.60%	0.30%	1.05%	0.25%